

制度の名称	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長
支援の種類	納付期限の延長
制度の内容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金基金の掛金については、以下の方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する厚生年金基金実施事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する厚生年金基金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する厚生年金基金の加入員 ●国民年金基金については、掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する国民年金基金加入者
お問い合わせ	<p>厚生年金基金については、その基金業務を行っている厚生年金基金。</p> <p>国民年金基金については、ご自身が加入手続を行った国民年金基金（全国国民年金基金、職能型国民年金基金）。</p>